

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(令和4年法律第50号)

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

二 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

四 デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(障害者等の意見の尊重)

第八条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等との関係)

第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

2 政府は、障害者基本法第十三条の規定により国会に提出する報告書において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らかになるようにするものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(障害者による情報取得等に資する機器等)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務（以下この条及び第十五条において「障害者による情報取得等に資する機器等」という。）の開発及び普及の促進を図るため、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、開発及び

提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行う者（次項及び第三項において「障害者等」という。）に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害者等が障害者による情報取得等に資する機器等の利用方法を習得することができるようにするため、障害者による情報取得等に資する機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供する者、障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

（防災及び防犯並びに緊急の通報）

第十二条 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策）

第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者（第十五条において「意思疎通支援者」

という。)の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設（移動施設を含む。）を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障害者からの相談及び障害者に提供する情報）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者からの各種の相談に応ずるに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう配慮するものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとする。

（国民の関心及び理解の増進）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（木の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
 - 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

- 第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

- 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

- 第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和三年六月四日法律第五六号)

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進（第9条－第12条）

第3章 障がいを理由とする差別の解消（第13条・第14条）

第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実（第15条－第18条）

第5章 災害時における障がい者の支援（第19条－第23条）

第6章 障がい者の自立及び社会参加の推進（第24条－第31条）

附則

「この子らを世の光に」は、本県出身で、滋賀県において知的障がい児施設である近江学園を創設したことをはじめとして、日本の障がい福祉の礎をつくりあげ、障がい福祉の父と呼ばれた糸賀一雄の語った言葉である。

この言葉は、知的障がいのある子どもたちを同情や哀れみの目で見ることではなく、一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれが個性を持った人間であることを認め合える社会をつくろうという思想を表したものと捉えられる。

本県では、このような糸賀一雄の思いを受け止め、人々が互いを尊重し合う社会づくりを進める中で、様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がい者が困っているときに手助けを行うこと等により障がい者に温かく接するあいサポート運動の創設、障がい福祉サービス等の充実、鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）の制定により言語であることを改めて確認した手話言語の普及等様々な取組を積み重ねてきた。

全ての県民がこれまでの取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに県民及び事業者の役割を定めるとともに、これらの者が相互に連携し、及び協力して、障がい者に対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (3) 障がい者情報アクセシビリティ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用できることをいう。
- (4) コミュニケーション手段 点字、手話言語、音声、文字、触手話、指点字、障がい者の意思疎通の仲介、情報通信機器を使用した文字の表示その他の障がい者が他人との意思疎通を円滑に図ることができるようにするための手段をいう。

（基本的な考え方）

第3条 障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消を図ること。
- (3) 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- (4) 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。

(5) 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、市町村の障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する取組について、必要に応じて関係機関と連携して支援するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本方針にのっとり、第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本方針にのっとり、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本方針にのっとり、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、障がい者が暮らしやすい社会づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進

(あいサポート運動の推進)

第9条 県は、県民が、障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動（以下「あいサポート運動」という。）を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

2 この条例に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(あいサポーター)

第10条 県は、あいサポート運動を実践しようとする者からの申出に基づき、あいサポート運動に参加していることを示す記章（以下「あいサポートバッジ」という。）を交付する。

2 あいサポーター（あいサポートバッジの交付を受けた者をいう。）は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 障がいの特性及びそれに応じて必要とされる配慮並びに障がい者への支援に必要となる事項についての理解をより一層深めること。

(2) 支援を必要とする障がい者に対し、自ら率先して支援を行うこと。

(3) あいサポートバッジを着用し、障がい者が支援を求めやすいよう配慮すること。

(4) あいサポート運動の普及及び啓発を行うこと。

(あいサポート企業等)

第11条 県は、あいサポート運動を実践しようとする企業又は団体からの申請に基づき、当該企業又は団体をあいサポート運動を実践する企業又は団体として適当と認めたときは、これを証する書面を交付する。

2 あいサポート企業等（前項の書面の交付を受けた企業又は団体をいう。）は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 従業員があいサポート運動を理解するための研修に取り組むとともに、当該研修の修了者にあいサポー

トバッジを配布し、その着用を推奨すること。

(2) 事務所、店舗、自動車その他の見やすい箇所にあいサポート運動への参加を啓発するステッカー又は印刷物を掲示すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、あいサポート運動の普及を促進する取組を実施すること。

(記章等を着用する障がい者への対応)

第12条 県民及び事業者は、配慮又は支援を必要としている意思を表す記章等を着用する障がい者に対し、当該障がい者の求めに応じて必要な配慮又は支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

第3章 障がいを理由とする差別の解消

(障がい者差別解消相談支援センターの設置)

第13条 県は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口（以下「障がい者差別解消相談支援センター」という。）を設置する。

2 県は、障がい者差別解消相談支援センターにおいて障がいを理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 専門的知見を活用した相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、助言、苦情処理等を専門的に行う機関その他の関係機関の紹介

(3) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、障がい者差別解消相談支援センターの運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(差別の解消に向けた啓発活動等)

第14条 県は、障がいを理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、必要な啓発活動を行うとともに、事業者が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に規定する社会的障壁の除去への取組を促進するものとする。

第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実

(県の取組)

第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 視覚に障がいがある者（第3号に掲げる者を除く。以下「視覚障がい者」という。）に対しては、音声、点字、手書き文字（相手の手のひらに指先等で文字を書いて意思疎通を行うことをいう。以下同じ。）、拡大文字（視覚障がい者に見えるように拡大して表示した文字をいう。以下同じ。）、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚に障がいがある者（次号に掲げる者を除く。以下「聴覚障がい者」という。）に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 視覚及び聴覚に障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字（手の指の形を用いて文字を表現することをいう。）、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がいがある者（以下「知的障がい者」という。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定す

る精神障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 発達障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

2 県は、県政等に関する主要な情報の発信に当たっては、障がい者情報アクセシビリティが保障されたものとする。

3 県は、障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 視覚障がい者がコミュニケーション手段を円滑に用いるための訓練、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練その他の障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施

(2) 手話通訳者、要約筆記を行う者、盲ろう者向けに通訳又は介助を行う者その他の障がい者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実

(3) 障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営

(4) 障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援

(市町村の取組)

第16条 市町村は、基本方針にのっとり、前条の規定に準じて障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に努めるものとする。

(県民の取組)

第17条 県民は、障がい者との意思疎通に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 視覚障がい者に対しては、音声、点字、手書き文字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

(事業者の取組)

第18条 事業者は、従業員が障がい者と意思疎通を図るときは、前条の規定に準じて、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いさせるよう努めるものとする。

第5章 災害時における障がい者の支援

(防災対策に係る支援)

第19条 県は、市町村が行う障がい者に係る防災対策が障がいの特性に応じたものとなるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(災害に備えた支え愛の地域づくり)

第20条 県及び市町村は、自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）に加え、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対して、声掛け、避難所への同行その他の共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）を行うことができる関係を地域社会において築く取組（以下「支え愛の地域づくり」という。）を推進するよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対し適切に支援が行われるよう、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。）の作成への支援に努めるものとする。

3 県及び市町村は、支え愛の地域づくりを推進するため、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動の支援に努めるものとする。

(災害発生時の対応)

第21条 市町村は、災害が発生した場合において、障がい者に避難を始める判断の参考となる情報、避難所に関する情報その他の災害から身を守るために必要な情報（以下「災害関連情報」という。）を伝えるときは、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 視覚障がい者に対しては、音声、点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚障がい者に対しては、文字、手話言語、筆談その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すことその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者に災害関連情報を伝えるときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

2 前項に定めるもののほか、市町村は、災害が発生した場合における障がい者の安全の確保に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 自力での避難が困難な障がい者が、安全に避難できるようにすること。

(2) 言語機能又は音声機能に障がいがある者が自ら助けを求められない障がい者に対し、速やかに安否の確認を行い、安全に避難できるようにすること。

(3) 障がい者の安否の確認を行うときは、障がい者に対する支援を行う団体（以下「障がい者支援団体」という。）その他の関係者と必要に応じて連携し、速やかに行うこと。

(4) 人工透析その他の医療を要する状態にある障がい者が、人工透析の実施その他の必要な支援を受けられるよう、必要に応じて医療機関その他の関係者と連携すること。

(5) 障がい者が自ら災害関連情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティを保障すること。

(避難所での生活)

第22条 市町村は、避難所における障がい者への対応に当たっては、個々の避難所において利用できる設備等の

状況に応じて、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

- (1) 視覚障がい者に対しては、点字、拡大文字、音声その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。
 - (2) 聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、掲示板への掲示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。
 - (4) 知的障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (5) 精神障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (6) 発達障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
 - (7) 人工透析が必要な障がい者に対しては、障がいに応じた適切な食事を提供できるよう配慮すること。
- 2 市町村は、避難所において障がい者が安全かつ円滑に施設内を移動し、及び施設を利用することができるよう、必要に応じて関係機関と連携を図り、施設の充実に努めるものとする。
 - 3 第1項に定めるもののほか、市町村は、障がい者が自ら避難所において必要な情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティの保障に努めるものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、市町村は、避難所において障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障がい者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障がいの特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。

(被災後の支援)

第23条 市町村は、被災した障がい者の生活の安定を図るため、障がい者支援団体その他の関係者と連携して、障がい者の心のケア、生活に係る相談その他の必要な支援に努めるものとする。

第6章 障がい者の自立及び社会参加の推進

(福祉サービスの充実等)

第24条 県及び市町村は、障がい者福祉に係る施策の拡充その他障がい者に対する福祉サービスの充実に努めるものとする。

- 2 県及び市町村は、障がい者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、相談支援の充実その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 障がい者に対する福祉サービスの提供又は相談支援を行う事業者は、市町村と連携し、障がい者と地域住民との交流の促進その他事業者同士の連携等によるサービスの充実に資する取組に努めるものとする。
- 4 県及び市町村は、自ら意思決定をすることが困難な障がい者に対し、関係機関と連携して、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

(障がい者虐待防止の促進)

第25条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）

第2条第4項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者に対する啓発及び研修を行うものとする。

- 2 前項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る事業者は、障害者虐待防止法第15条の規定による研修の実施に加え、障がい者の虐待の防止に関する従業員への啓発に努めなければならない。

(医療を要する障がい者への支援)

第26条 県は、医療を要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、相談員その他の医療を要する障がい者を支援する者の確保、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の連携に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第27条 県及び市町村は、障がい者が年齢、能力及び障がいの特性に応じた十分な教育を受けられるよう、点字図書、拡大図書、字幕又は手話言語を用いた映像その他の教材の提供、適切なコミュニケーション手段の確保その他の支援に努めるものとする。

- 2 県及び市町村は、障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備に努めるものとする。

- 3 県は、教育に従事する者が、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう、当該従事者に対して研修を実施するものとする。

- 4 教育に従事する者は、障がい者への教育に当たっては、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(福祉教育の機会の確保)

第28条 県及び市町村は、県民が年少期から障がい及び障がい者について学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 県民は、年少期からの教育を通じて、障がい及び障がい者について学び、理解を深めるよう努めるものとする。

(障がい者の就労の促進等)

第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 企業、行政機関その他の関係機関と連携し、及び協力して、障がい者の希望及び適性に応じた雇用契約に基づく就労を一層促進すること。
 - (2) 就労移行支援事業所(障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。)及び就労継続支援事業所(障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。)における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。
- 2 事業者は、前項第1号の規定による県及び市町村の施策に協力し、障がい者の就労の促進を図るよう努めるものとする。
 - 3 就労継続支援事業所は、第1項第2号の規定による県及び市町村の施策に協力するとともに、賃金及び工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(障がい者文化芸術の推進)

第30条 県は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動に主体的に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、その活動の成果を発表する機会を確保するものとする。

- 2 県及び市町村は、障がい者の行う文化芸術活動を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者の文化芸術活動の普及及び啓発を行うこと。
 - (2) 障がい者が文化芸術活動において能力を発揮しやすいよう、障がい者の文化芸術活動の知識及び経験を有する者であってこれを支援するものの確保及び育成を図ること。
 - (3) 障がい者の文化芸術活動を担う個人及び団体の取組を促進し、その育成を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うとともに、当該個人及び団体並びに文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ること。
- 3 県民は、障がい者の文化芸術活動について理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第31条 県は、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 県及び市町村は、障がい者の行うスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（1） 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者スポーツの普及及び啓発を行うこと。

（2） 本県の障がい者スポーツの選手が国際的な又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、障がい者スポーツに関する競技水準の向上を図ること。

（3） 障がい者が安全かつ安心してスポーツを行うことができるよう、障がい者スポーツの知識及び経験を有する指導者の確保及び育成を図ること。

（4） 障がい者スポーツの振興団体が行う活動に対して必要な支援を行うとともに、当該団体その他のスポーツ関係団体との緊密な連携を図ること。

3 県民は、障がい者スポーツについて理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

手話で学ぶ教育環境整備事業

令和6年7月10日

特別支援教育課

★共生社会の実現をめざし、聾学校及び地域において手話で学ぶ教育環境整備を進めています。

令和6年度「手話で学ぶ教育環境整備事業」

聾学校における教育環境整備

- 初任者・転入職員対象の研修会開催
- 教職員向けの手話講座等の開催
- 聴覚障がいに関する研修会の開催
- 手話奉仕員養成講座等への参加補助
- 手話検定の受検及び受講の補助
- 手話通訳者を研修会、PTA会議、職員会議等へ派遣

地域における教育環境整備

- 手話普及コーディネーターの配置
- 手話普及支援員による学習(活動)支援
- 手話教材の配布
 - ・児童用手話検定「手話チャレ」
 - ・デジタル版手話ハンドブック(入門編・活用編)
 - ・手話言語条例学習教材「AKASHI〜証〜」
 - ・手話ダンス動画「手話のWA」
- 聾学校教職員による出前講座の開催
- 手話検定の受検及び受講の補助

県教育委員会

鳥取県手話言語条例

手話がかけ橋となり、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会

★手話普及支援員を派遣し、園や学校における手話学習をサポートします。(派遣の費用は不要)

学校等における手話普及の推進

※支援内容は打ち合わせて決定

※学校窓口役の役割

- ①手話の情報を校内へ周知
- ②手話普及コーディネーターとの連携
- ③事例提供の協力

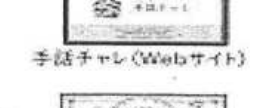
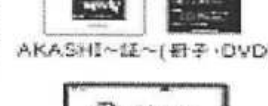
★派遣に係る費用は
不要です！

学校窓口役

調整
打ち合わせ

依頼

※手話に関する情報発信
※教材等の作成・配布



手話普及支援員
(県民ボランティア
約120名が登録)

調整

手話普及コーディネーター
(鳥取聾学校本校・分校)

県教育委員会

刊行物等

★以下の教材等を配布しています。

★令和4年度より、1人1台端末等を使用していつでも手話を学べるよう、電子ファイルによる配布に移行しました。特別支援教育課ホームページに掲載していますので、ぜひ御活用ください。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm>)

手話ハンドブック(冊子)

平成26年度に、冊子「手話ハンドブック」(入門編・活用編)を県内全ての児童生徒に配布しました。平成27年度から令和4年度まで、小学校(義務教育学校前期課程)の新1年生に配布してきました。

手話ハンドブック(DVD)

冊子「手話ハンドブック」(入門編・活用編)を収めたDVDです。県内全ての学校に1本ずつ配布しています。



冊子(入門編)



冊子(活用編)



DVD

手話ハンドブック(デジタル版)

これまで新小学1年生に配布してきた「手話ハンドブック」をPDFや動画で手話の動きが分かる「デジタル版手話ハンドブック」に移行しました。



冊子

動画

指文字タペストリー

聴覚障害者就労継続支援センターふくろうに製作を委託し、平成29年度末までに県内全ての小学校に配布しました。校内に掲示し、手話ハンドブックと併せて御活用ください。



手話関連図書

平成25年度に、各学校に手話関連図書を配布しました。図書館のイベントや調べ学習等で活用いただいています。(下の写真は、配布した図書の一例です)



手話辞典



絵本



漫画

平成30年度 春

中学生・高校生用の新しい教材を配布しました。

手話言語条例学習教材「AKASHI〜証〜」



「AKASHI〜証〜」



冊子

DVD

鳥取聾学校中学部・高等部が発表した演劇「AKASHI〜証〜」を収めた教材です。冊子は県内全ての学校と中学生・高校生に、DVDは中学校・高等学校・特別支援学校に配布しました。

令和4年度にはPDF版を作成しました。

手話学習のまとめや力試しに

手話検定の受検料を補助します!

先生方は
全額補助!

児童生徒は
1/2補助!



詳しくは、特別支援教育課(先生方への補助)・鳥取県社会福祉協議会(児童生徒への補助)へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

特別支援教育課(0857-26-7575)

鳥取県社会福祉協議会(0857-59-6331)

鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」

★子供たちが動画を見ながら手話表現を覚えたり、自分がどれくらい手話表現を覚えたか力試ししたりできる教材です。手話学習や手話クラブの活動と関連して、ぜひご活用ください。(現在、レベル1から7を開設。令和6年度にレベル8から10を開設予定。)

URL	QRコード
https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/syuwa	



ホーム画面



レベル1動画

<「手話チャレ」の概要>

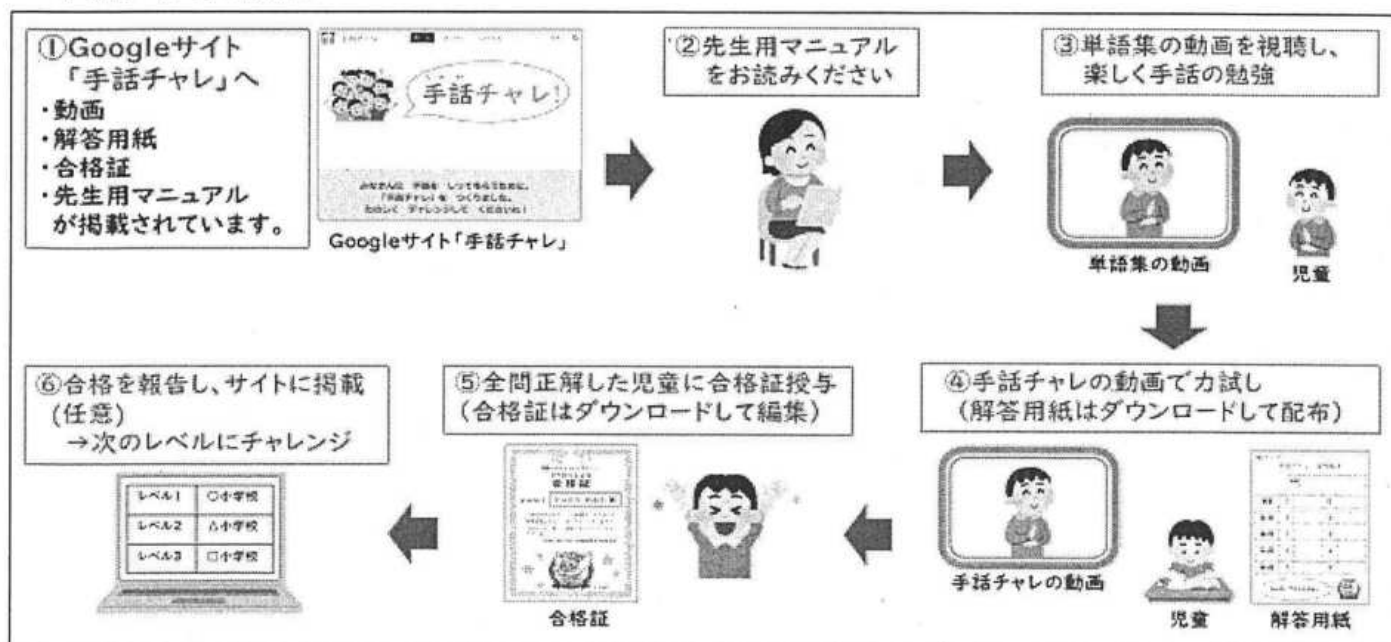
★対象は、小学校1～6年生の子供たちです。

★レベルごとに、「単語集」と「手話チャレ」の2つの動画があります。単語集で勉強した後、手話チャレで力試しするという流れです。動物、生き物など、レベルごとに、勉強する単語はカテゴリー化されています。

★手話チャレは選択問題のみなので、気軽に、楽しく、何度でもチャレンジできます。

★解答用紙や合格証のテンプレートを掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

<「手話チャレ」の流れ>



手話ダンス動画

「手話のWA～ダンスでつながる手話の仲間プロジェクト～」

令和5年度、鳥取県手話言語条例制定10周年記念の取組として、県内の幼児児童生徒が出演する手話ダンス動画を制作しました。この手話ダンスを通して、一人でも多くの子どもたちが手話表現の楽しさや豊かさを感じてほしいと思います。練習用動画と併せて、ぜひご活用ください。

<「手話のWA」の概要>

- ★「WAになっておどろう」カバー音源制作：山下 歩 氏（鳥取県出身ミュージシャン）
- ★歌詞の手話言語翻訳・ダンス振り付け・ダンス指導：北村 仁 氏（県外UDダンサー）
- ★出演校：県内の幼児児童生徒（1園・26校、655名）
- ★各園・学校の映像を繋げた手話ダンス動画となっています。
- ★手話もダンスも覚えることができます。



鳥取県教育委員会公式 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCI-MNsEz72z3mUb6I-Elr5A>

「手話のWA～ダンスでつながる手話の仲間プロジェクト～【鳥取県】」

<https://www.youtube.com/watch?v=oojDIARY-s>



「手話のWA 練習用動画 手話ダンス編（左右反転）【鳥取県】」

<https://www.youtube.com/watch?v=Cke8UqMuCko>



「手話のWA 練習用動画 手話ダンス解説編（反転なし・手話ワイプあり）【鳥取県】」

<https://www.youtube.com/watch?v=l47JAVI2vSs>



「手話のWA 練習用動画 手話ダンス解説編（左右反転・手話ワイプなし）【鳥取県】」

https://www.youtube.com/watch?v=ey8IrIY8H_U

